

いろいろな投票方法

期日前投票

投票は、選挙の当日、投票所で投票するのが原則ですが、仕事、旅行などの事情により投票日に投票所へ行けない方や、病気、出産などで入院予定の方は、投票日前に期日前投票ができます。

埼玉県議会議員一般選挙

①市役所1階ロビー

期間 4月1日(土)～8日(土)

時間 8時30分～20時

②若葉駅前出張所(ワカバウォーク1階)

期間 4月6日(木)～8日(土)

時間 10時～20時

鶴ヶ島市議会議員一般選挙

①市役所1階ロビー

期間 4月17日(月)～22日(土)

時間 8時30分～20時

②若葉駅前出張所(ワカバウォーク1階)

期間 4月20日(木)～22日(土)

時間 10時～20時

持ち物 投票所入場整理券(届かない場合は、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認ができる書類、期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書(投票所入場整理券に印刷されている様式に必要事項を記入してお持ちください。届かない場合は、期日前投票所にも用意しています)、筆記具(鉛筆またはシャープペンシル)

※ 期日前投票する時点で満18歳に達していない場合は、不在者投票となります

代理投票

身体の障害やけがなどによって自分で文字を書くことのできない方は、係員に申し出てください。係員が本人に代わって本人の申し出た候補者の氏名を代筆します。

書かれた候補者名は他に漏れることはありませんので、安心して申し出てください。

点字投票

目の不自由な方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意しています。投票所で係員に申し出てください。

出張時などの不在者投票

対象 国内での出張などで、投票日に投票所へ行けない方
方法 市選挙管理委員会に直接持参、郵便またはマイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインで、不在者投票宣誓書兼請求書により投票用紙などを請求してください(ファクシミリや電子メールでの請求はできません)。最寄りの選挙管理委員会で投票することができます。

郵便などによる不在者投票

対象 身体に重度の障害のある方などで市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方
方法 「郵便等による不在者投票用紙等請求書」に「郵便等投票証明書」を添えて、直接または郵便で市選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、自宅などで投票することができます。「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。なお、請求書は、埼玉県議会議員一般選挙については4月5日(水)、鶴ヶ島市議会議員一般選挙については4月19日(水)までに市選挙管理委員会に到着するようにお願いします。

病気などで入院中の投票

入院している病院や入所している介護福祉施設などが都道府県の選挙管理委員会の指定する施設であれば、その施設内で投票することができます。病院や施設の職員に申し出てください。

新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の方の投票

宿泊・自宅療養をしている方は、郵便により投票することができます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

投・開票速報サービス

投票速報…当日の9時頃～

開票速報…当日の22時頃～

※ 選挙のお知らせを市ホームページに掲載していますので、ご覧ください



投・開票の速報はこちら

新型コロナウイルス感染症対策

投票所では感染症対策を行っています。安心してお越しください。過去に執行した選挙では、9時から正午までは投票所が混雑する傾向にあります。できるだけ混雑する時間帯以外での投票にご協力をお願いします。

<p>第1投票所 鶴ヶ島第一小学校</p>	<p>第2投票所 西市民センター</p>	<p>第3投票所 大橋市民センター</p>	<p>第4投票所 東市民センター</p>	<p>第5投票所 南市民センター</p>	<p>第6投票所 鶴ヶ島海洋センター</p>
<p>第7投票所 長久保小学校</p>	<p>第8投票所 藤小学校</p>	<p>第9投票所 富士見市民センター</p>	<p>第10投票所 南小学校</p>	<p>第11投票所 富士見中学校</p>	<p>第12投票所 藤中学校</p>

「統一地方選挙」

埼玉県議会議員一般選挙(西第11区鶴ヶ島市) 4月 9日(日) 鶴ヶ島市議会議員一般選挙 4月23日(日)

～投票は私たちの大切な権利です。必ず投票しましょう～



投票時間 7時～20時

開 票 両日とも20時45分～ 鶴ヶ島中学校体育館

※ 参観人は人数制限があります

問 合 先 選挙管理委員会(総務人権推進課内)

埼玉県議会議員一般選挙

投票できる方

平成17年4月10日までに生まれ、日本国民で、令和4年12月30日までに市の住民基本台帳に記録され、選挙当日まで引き続き市内に住所を有し、市の選挙人名簿に登録されている方

転出した方の投票

埼玉県から転出した方は、投票できません。令和4年12月30日までに県内の他の市町村に転出した方は、転出先の市町村で投票します。鶴ヶ島市の選挙人名簿に登録があり、令和4年12月31日以降に県内の他の市町村に転出した方は、鶴ヶ島市で投票します。この場合、鶴ヶ島市もしくは転出先が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」(以下「証明書」)を提示するか、投票管理者から引き続き県内に住所を有する旨の確認を受ける必要があります。

転入した方の投票

令和4年12月31日以降に県外から転入した方は、投票できません。県内の前住所地の選挙人名簿に登録され、令和4年12月31日以降に転入した方は、証明書の発行を受け、または前住所地の投票管理者

から引き続き県内に住所を有する旨の確認を受け、前住所地で投票します。

市内で転居した方の投票

3月7日までに転居の届出(市内で住所を変更すること)をした方は、転居先の投票所で投票できますが、3月8日以降に転居の届出をした方は、転居前の投票所で投票します。

鶴ヶ島市議会議員一般選挙

投票できる方

平成17年4月24日までに生まれ、日本国民で、令和5年1月15日までに市の住民基本台帳に記録され、選挙当日まで引き続き市内に住所を有し、市の選挙人名簿に登録されている方

市外へ転出した方の投票

鶴ヶ島市から転出した方は、投票できません。

市内で転居した方の投票

4月1日(土)までに転居の届出(市内で住所を変更すること)をした方は、転居先の投票所で投票できますが、4月2日(日)以降に転居の届出をした方は、転居前の投票所で投票します。

転入した方の投票

令和5年1月16日以降に転入した方は、投票できません。

投票所入場整理券は郵送

投票所入場整理券は各選挙の告示日以降、選挙人ごとに郵送します。記載内容をよく確認し、入場整理券を切り離して投票日に投票所へお持ちください。

投票所入場整理券が届かないとき、紛失したとき

投票日に指定の投票所で再交付を受け、投票することができます。再交付の際には、本人確認ができる書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)を持参し、受付に申し出てください。

投票用紙の記入方法

投票用紙の所定欄に候補者1人の氏名をはっきりと記入してください。

選挙公報

各候補者の考えや経歴などを掲載した選挙公報を投票日の2日前までに新聞折込みでお届けします。また、選挙公報は、市役所、若葉駅前出張所や市民センターなどにも用意しますので、新聞を購読していない世帯や折り込み漏れなどで選挙公報が届かない場合は、これらの施設でお取りいただくか、市選挙管理委員会へ連絡してください。なお、準備が整い次第、市ホームページにも掲載します。